

## 〔資料〕

# 金朝の立法・刑罰・裁判

佐 立 治 人

### はじめに

本稿を公表する事情については、本誌第64巻第1号に掲載していただいた「宋朝の立法・刑罰・裁判」の「はじめに」に記してある。末尾に掲げた参考文献は、本稿の執筆に利用したものだけに限った。

### 《逸 話》

#### 始祖伝説

『金史』の本紀に拠れば、金朝皇帝の始祖は、朝鮮半島の高麗国から、女真族の完顔部の地にやって来た。年齢は六十歳を越えていた。女真族はツングース民族の一種族であり、黒龍江流域に住んでいた。完顔部はその一部族である。

始祖が完顔部の地にやって来てしばらくして、部人が始祖に相談をもちかけた。ある部人が嘗て他部族の人を殺した。これが原因で両部族は憎みあい、闘争をやめることができないでいた。部人は始祖に「もしあなたがわれわれのためにこの怨みを解いて下さり、両部族が殺しあいをしないようにして下さいますなら、わが部族には賢女がおります。年は六十で未婚です。彼女をお嫁さんとして差し上げます。彼女を娶れば、あなたはわが部族の一員になれます。」と言った。始祖は承諾した。そこで始祖は、殺された他部族の人の家に自ら赴いて、次のように説得した。「一人が殺されたからと言って争いが解けないようでは、損害にきりがありません。ただ相手方の責任者一人を誅殺するだけにして、完顔部から財物を納めさせてあなた方に賠償させることによって、争いがなくなって、しかも利益が得られる、という風にした方がよくはありませんか。」怨家はこれに従った。そこで次のような約束を取り決めた。「人を殺傷した場合は、家人を一人、馬を雌雄十頭ずつ、牝牛を十頭、黄金を六両、殺傷した人の家から徴収して、殺傷された人の家に与える。このことが実行された時は、ただちに両家は和解する。勝手

に闘争してはならない。」殺した人の家と殺された人の家とは「謹んで約束通りにいたします。」と誓った。人を殺した場合は馬牛三十頭で償う、という女真族の慣習は、この時から始まった。

殺した人の家が約束通りに賠償したので、完顔部の人々は、始祖に信服し、感謝のしるしとして、青牛一頭を贈り、あわせて例の六十歳の婦人を嫁がせることを許した。始祖は青牛を聘財として妻の実家に納め、一方で妻の実家の資産を手に入れた。この妻との間に二男一女が生まれ、始祖は完顔部の一員となった。始祖から数えて八世代目に出た阿骨打（あくだ、1068～1123）が、金の初代皇帝太祖（在位 1115～1123）である。

### 国初の刑法

国初、刑法は専ら遼制に従っていた。「沙袋」で罪人の背中を打つ刑があった。沙袋については遼の「沙袋」の項で説明した。沙袋の刑は、第三代熙宗の時に廃止された（『大金国志』卷三十六，科条）。

第二代太宗（在位 1123～1135）は、遼宋の法を用いた。天会七年（1129）、詔して、窃盗の罪に対する刑は、少しでも財物を得た場合は徒三年。十貫以上は徒五年、刺字して軍隊に入れる。三十貫以上は終身徒刑、顔面に「贓満盡命」と刺字する。五十貫以上は死刑、と定めた。

### 皇統制条

第三代熙宗（在位 1135～1149）は、治世の末年には酒に狂って、妄りに臣僚や后妃を殺したため、三十一歳で暗殺されたが、一面、勉強熱心な皇帝でもあった。夜の十時頃まで、経書や史書の他、唐律を読みふけていた時期があったという（『金史』卷一〇五，孔璠伝）。

熙宗は翰林学士院に命じて、唐制や遼宋の法を参考にしながら、刑法典を編纂させた。この刑法典は『皇統制条』と名づけられ、皇統三年（1143）に頒行された。条文数は千条余りあった。その刑罰体系は、死刑に斬と絞との二種類があり、流罪はなく、ただ犯人の家族を流す場合があるだけであった。徒刑は実際に労役に服させる刑であり、徒一年から徒五年までの五段階があった。徒五年には杖二百が併科され、徒四年には杖百八十、徒三年には杖百六十、徒二年には杖百四十、徒一年には杖百二十が併科された（『大金国志』卷三十六，『金史』卷八十九，移刺讎伝，『松漠記聞』卷上，『建炎以来繫年要録』卷一五〇）。

『皇統制条』とともに、唐律も用いられた。

第四代海陵王（在位 1149～1161）の正隆年間（1156～1161）に至り、『統降制書』が編纂され、『皇統制条』とともに行用された。

第五代世宗（在位 1161～1189）は、大定九年（1169）、『皇統制条』等の現行法令の中に規定がない時は、すべて唐律を判断基準とするよう命じた。

### 大定重修制条の編纂

『正隆統降制書』の規定は厳しすぎ、『皇統制条』の規定との間に重複や矛盾が存在するので、大定十九年（1179）、世宗は大理卿の移刺慥（いらつ・そう、生歿年不詳）に命じて、中央や地方の、法律に明るい者と共に、制条を改定させた。移刺慥らは、両法典の条文を整理した上で、唐律の条文を足し、新しい規定を設け、『統降制書』以後に発布された法令のうち、必要なものを採り、全十二巻、千百九十条の法典を作った。この法典は、『大定重修制条』と名づけられ、大定二十二年（1182）に頒行された。

大定二十八年（1188）、世宗は宰臣に、「制条」は「旧律」（唐律を指す。）にこだわり、難解な文言があるので、わかりやすい文言になおすよう命じた。

### 律令法典編纂の開始

『大定重修制条』は、唐の法典にたとえば、「律」の条文と「令」の条文とが混じっていた。第六代章宗（在位 1189～1208）は、明昌元年（1190）、この二種の条文を分離して、律と令との両法典を編纂するよう命じた。そして同五年（1194）、律令編纂官の意見に従って、新律は、『大定重修制条』の条文を用いて、時宜を参酌し、唐律の条文を土台にして改定し、過去の王朝の刑法典の中から時宜に適った条文を採用し、『宋刑統』の疏文を借用して注釈を付け、名づけて『明昌律義』とすることにして、改めて新律の編纂を命じた。なお、新律の名称は、実際には、完成時の年号を取って『泰和律義』となった。

### 泰和律義の完成

泰和元年（1201）、新律が完成した。十二篇あり、その篇目は唐律と全く同じであった。唐律の条文のうち、二百八十二条を修正して採用し、百二十六条をそのまま採用し、ある一条を二条に分け、ある一条を四条に分けて採用した。そして、時宜に適った制条を百四十九条加え、新律の条文数は計五百六十三条となった。これらの条文に注疏を附

け、全三十巻とし、『泰和律義』と名づけた。『泰和律義』は翌年頒行された。

『泰和律義』の刑罰体系は、唐律のそれと比べて、贖銅の額が倍になっており、徒刑の数が、徒四年・徒五年を加えて七になっていた（表参照）。

泰和律義の刑罰体系の表

笞十	贖銅二斤
二十	四斤
三十	六斤
四十	八斤
五十	十斤
杖六十	十二斤
七十	十四斤
八十	十六斤
九十	十八斤
百	二十斤
徒一年プラス杖六十	贖銅四十斤
一年半プラス杖六十	六十斤
二年プラス杖七十	八十斤
二年半プラス杖七十	百斤
三年プラス杖八十	百二十斤
四年プラス杖九十	百六十斤
五年プラス杖百	百八十斤
流二千里 配役一年	贖銅百六十斤
二千五百里 配役一年	百八十斤
三千里 配役一年	二百斤
絞	贖銅二百四十斤
斬	二百四十斤

✦ 王元亮撰『唐律纂例』に拠る。

## 泰和令

『泰和律義』と同時に、令二十卷、『新定勅条』三卷、『六部格式』三十巻が頒行された。

令の篇目及び条文数は、官品令、職員令、祠令四十八条、戸令六十六条、学令十一条、選挙令八十三条、封爵令九条、封贈令十条、宮衛令十条、軍防令二十五条、儀制令二十三条、衣服令十条、公式令五十八条、禄令十七条、倉庫令七条、厩牧令十二条、田令十七条、賦役令二十三条、関市令十三条、捕亡令二十条、賞令二十五条、医疾令五条、仮寧令十四条、獄官令百六条、雜令四十九条、积道令十条、營繕令十三条、河防令十一条、服制令十一条の全二十九篇、官品令・職員令を除き、計七百六条であった。

篇名から見て、この令は、唐開元二十五年令及び宋令を参考にして編纂されたらしい(仁井田 陞説)。

『新定勅条』は、「制勅」九十五条、「榷貨」八十五条、「蕃部」三十九条から成っていた。「制勅」とは、おそらく、臨時処分を定めた法規であり、「榷貨」とは専売品に関する法規であり、「蕃部」とは異民族に対する特別法規である。

## 泰和律令の逸文

宋の傅霖(ふ・りん、生歿年不詳)が『宋刑統』の律文の意味を賦の形式で説明した『刑統賦』に元人が註解を附した『刑統賦解』に引用されている律令の条文は、泰和律令の条文であり、『元典章』(元朝の部に記述)に見える「旧例」の多くも泰和律令の条文である(安部健夫・仁井田 陞・牧野 巽説)。これらの泰和律令の逸文はすべて漢文である。女真文字で記された泰和律令が存在したのかどうか、今のところわからない。

## 洪皓の『松漠記聞』

宋の洪皓(こう・こう、1088~1155)は、建炎三年(1129、金の太宗の天会七年)に大金通問使として金国に派遣されたが、金の熙宗の皇統三年(1143、南宋の紹興十三年)に帰国を許されるまで、十五年間、金国に抑留された。帰国後、洪皓は、金国で見聞した事柄をメモに書き記した。このメモを、洪皓の死後、彼の子供が一篇にまとめて出版した。これが『松漠記聞』である。

『松漠記聞』は、小冊子ではあるが、金国初期の法制について、貴重な情報を含んでいる。例えば、「金国の新制は、おおむね我が中国の法律を模倣しています。皇統三年

(1143) になって、その新法を頒行しました。金国独自の規定もありますが、それらは大体、皆、自分達に都合がよい内容です。たとえば、妻を殴って死なせた場合、道具や刃物を用いたのでなければ、夫に刑を加えない、という規定があります。女真人男性は、側室をたくさん持つので、正妻が妬忌するのを恐れて、こんな規定を設けたのです。漢人妻は、この規定を見て、唾を吐いて罵らない者はいませんでした。「昔からこんな法律はなかったわ。これじゃあ奴隷になった方がましよ。」と。」と記されている。この記事から、『皇統制条』が皇統三年に頒行された事実が知られるのである。

### 通訳官の横暴

『松漠記聞』に拠れば、金国の法律では、女真人が漢人の居住地の親民官となった時には、必ず「通事」（通訳官）を置くことになっていた。通事は、自分だけが女真語と漢語との両方に通じている状況を利用して、訴訟当事者から賄賂を受け取って、裁判の結果を左右した。二三年で通事は皆、金持ちになった。ひどい話になると、貸した金の返済を求めた僧侶の訴状をすり替えて、「久しく日照りが続いておりますので、この僧侶は、焼身して天を動かし、民を救いたい、と申しております。」と訳言して、僧侶を焼死させた通事がいたという。

### 官 制

太宗の天会四年（1126）、尚書省・中書省・門下省の三省以下、漢風の官司が設立されたが（『金史』卷七十八、韓企先伝、同書卷五十五、百官志）、その時にはまだ、女真流の官司が相当残っていた。その後、漢人官僚の貢献により、全面的に漢風の官制が設計され、熙宗の天眷元年（1138）に施行された。ただし、猛安・謀克の制度（次項）だけは、女真流の官制として、金朝の終わりまで続いた。海陵王の正隆元年（1156）、新官制が施行され、中書省・門下省が廃止された。この正隆官制が、金朝の終わりまで、基本的に維持された。

### 猛安・謀克

太祖は、皇帝の位に即く前年（1114）、女真人の諸部の民を分け、三百戸を一謀克とし、十謀克を一猛安とした。一謀克の長も謀克と呼ばれ、一猛安の長も猛安と呼ばれた。猛安とは千夫長の意味であり、謀克とは百夫長の意味である。猛安・謀克は、軍編成の単位であるとともに、部族統治組織の単位でもあった（三上次男説）。部族統治単位と

しての猛安は、漢人統治単位の州に相当し、謀克は県に相当した。

### 猛安・謀克と州県民

猛安・謀克の部落は州県の中に散在していた。漢人その他から成る州県民と、女真人である猛安・謀克の構成員との間に紛争が起これば、大抵は、支配民族である女真人の横暴が罷り通った。しかし、州県官がしっかりしていれば、不法を行うと、女真人といえども屈伏せざるを得ない。例えば次のような話が伝わっている。

金朝の官人のうち、行政手腕が優れていることで、金末の人々の間で最も有名であった者は、王脩（おう・しょう、1133～1207）であった。その王脩が咸平府（現在の遼寧省開原県の北）の知事代理をしていた時のことである。その頃、咸平府が属する遼東路には、猛安・謀克の世襲の長が多く住んでいた。彼らは皆、功臣の子であった。傲り高ぶって、ほしいままに不法を行っていた。王脩は、彼らを懲らしめる機会を伺っていた。たまたま、ある府民が、一人の世襲の猛安の銭を借りていた。貧乏で返済することができなかった。その猛安は大いに怒り、僮僕を率いてその府民の家に押し入り、その牛を連れ去った。そこでその府民は官に訴えた。王脩は、この事件の状況を把握し、吏を遣わしてその猛安を召喚した。その猛安は盛んに騎従を陳ねてやって来た。王脩は、朝服（朝廷に出る時に着る服）を着て、その猛安を法廷に召して、事件について詰問した。そして、左右の吏に命じて彼を械で拘束させた。その上で、強盗の罪に当たる判決を下し、市場で杖殺させた。この顛末を聞いて、遼東路中の人々が震え上がったという（劉祁撰『歸潜志』巻八）。

### 科挙制度

金朝の科挙は、漢人用のものと女真人用のものとの二種類があった。漢人用の科挙は、詞賦科・経義科・律科等が設けられ、それぞれ郷試（章宗の明昌元年（1190）廃止）・府試・会試・殿試（海陵王の天徳二年（1150）増設）の三段階または四段階の試験を課した。女真人用の科挙は、世宗の大定十一年（1171）に創設され、女真文字を使って解答させた。

### 法律試験

律科の試験問題は、律令の条文から出された。論理が優れ、条文の適用が正しく、文章が簡潔な答案を書いた者が合格した。章宗の大定二十九年（1189）、「律科の合格者は、

ただ律を読むことを知るだけであって、教化の源を知りません。律科の受験者に、法律だけではなく、『論語』『孟子』も勉強させ、人格を涵養させるべきです。」という意見が出された。そこで、今後は、律科の府試・会試の試験日を一日増やし、その日に、『論語』『孟子』から一問を出して試験し、その結果と法律試験の結果とを通計して、合格を決めることにした。『論語』『孟子』の問題は、経義科の試験官が作った。

《参考文献》

- 『金史』百三十五卷（中華書局点校本）  
梅原 郁編『訳注中国近世刑法志（上）』（創文社，2002年）「訳注金史刑志」  
外山軍治『金朝史研究』同朋舎，昭和五十四年  
三上次男『金史研究（一）（二）（三）』中央公論美術出版，昭和四十五年・四十七年・四十八年  
沈 家本『歴代刑法考（二）』（中華書局，1985年）律令七  
安部健夫「元史刑法志と「元律」との関係に就いて」『元代史の研究』（創文社，昭和五十六年）所収  
仁井田陸・牧野 巽「故唐律疏議製作年代考（下）」律令研究会編『訳註日本律令（一）』（東京堂出版，昭和五十三年）所収  
——『唐令拾遺』（東京大学出版会，1983年）序説第一の四  
——『（補訂）中国法制史研究——刑法』（東京大学出版会，1991年）第十章  
島田正郎『遼朝史の研究』（創文社，昭和五十四年）第八章  
葉 潜昭『金律之研究』台湾商務印書館，民国六十一年  
滋賀秀三『中国法制史論集——法典と刑罰』（創文社，2003年）第一章第七節の三  
西田龍雄『アジア古代文字の解説』（中公文庫，2002年）第5章  
徳永洋介「遼金時代の法典編纂（上）（下）」『富山大学人文学部紀要』38・45（2003年・2006年）掲載  
——「遼金時代の言語と法律」森田憲司研究代表『13, 14世紀東アジア諸言語史料の総合的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書，平成十九年）所収  
宇文懋昭撰・崔文印校証『大金国志校証』中華書局，1986年  
洪 皓『松漠記聞』叢書集成初編（中華書局）所収  
王 元亮『唐律纂例』律令研究会編『訳註日本律令（四）』（東京堂出版，昭和五十四年）所収  
劉 祁『帰潜志』元明史料筆記叢刊（中華書局）所収